

令和7年7月25日

令和7年度第4回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和7年7月25日（金）

午後2時開会～午後3時50分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第17号 農地中間管理事業の農用地利用集積計画の意見決定について

議案第18号 買受適格証明願（農地法第3条関係）について

4. 出席農業委員(26名)

1 番 菅 原 ひろみ 委員

2 番 小野寺 正 晃 委員

3 番 布 塚 幸 子 委員

4 番 中 本 奈 美 委員

5 番 白 川 知 則 委員

6 番 高 橋 順 子 委員

7 番 佐々木 ひろ子 委員

8 番 櫻 井 正 幸 委員

9 番 齋 藤 真理子 委員

10 番 菅 原 清 一 委員

11 番 佐々木 正 彦 委員

12 番 下 山 信 行 委員

13 番 高 橋 英理子 委員

14 番 只 埜 和 臣 委員

15 番 鈴 木 至 委員

16 番 佐 藤 裕 之 委員

17 番 佐 藤 伸 幸 委員

18 番 佐々木 俊 通 委員

19 番 佐々木 大 委員

20 番 中 森 昭 悦 委員

21 番 中 鉢 守 委員

22 番 菅 原 まり子 委員

23 番 今 野 久 男 委員

24 番 中 條 泰 洋 委員

25 番 熊 谷 安 正 委員

26 番 佐々木 政 直 委員

5. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

14番 金森孝志 委員

15番 小堤彩子 委員

16番 今野浩 委員

6. 欠席委員(なし)

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

9. 出席職員

事務局長 竹内 満 博

事務局次長 三浦 伸 一

事務局長補佐 星 充 浩

事務局長補佐 桑 添 滋 行

主幹兼係長 石垣 佳 子

主幹兼係長 湯山 栄 大

主事 門脇 啓 太

主事 鈴木 聖 己

再任主査 相澤 勝 博

主査 加藤 邦 彦

主事 佐野 敏 光

主事 及川 隆 司

午後2時開会

事務局(桑添事務局長補佐)

ただいまから、令和7年度第4回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶を申し上げます。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(桑添事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長(佐々木政直会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者はありません。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の

規定により、令和7年度第4回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定について、お諮りいたします。会期を本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。1番菅原ひろみ委員、2番小野寺正晃委員にお願いいたします。

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局次長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（三浦事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星事務局次長補佐）

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から3の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。12番委員。

12番（下山信行委員）

農地現状変更届出済標は、工事着工前に申請地に掲示しておくべきものになりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

はい、そのようになります。

議長（佐々木政直会長）

12 番委員，よろしいでしょうか。

12 番（下山信行委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。質疑がないようですので，これより議案審議に入ります。議案第 14 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」番号 65 から 80 までの 16 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第 14 号番号 75 の 1 案件については，■■■ 番委員が関係する案件であります。この 1 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 14 号番号 75 の 1 案件について，先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき，議事参与の制限により，■■■ 番委員は当該議案が終了するまで退席し，関係議案終了後に入室着席願います。■■■ 番委員退席願います。

[■■■ 番 ■■■■■■■■■■ 委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

議案第 14 号番号 75 の 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第 14 号番号 75 の 1 案件について，了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、      番委員の入室を認めます。

[      番           委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 14 号番号 65 から 74, 76 から 80 までの 15 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 70 について伺います。市外からこちらに来て、どのような営農計画になりますか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

作付けする作物は、豆類、トマト、きゅうりと伺っています。譲渡人及び譲受人はいずれも市外の方で、譲受人は農業に関心がある知人ということで、今回の土地の紹介に至ったもので、農地については、記載の場所・面積のみが対象となります。併せて、隣接する宅地についても、贈与となり、そちらも含め家庭菜園を行っていくと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員、よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。21 番委員。

21 番（中鉢守委員）

自家消費農地とは公的な言葉になりますか。何か意味があれば併せて、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

自家消費農地取得とは、今年度から記載をしています。これまで新規就農と記載していたものを、4 月から特定調査の定義があり、定義に当たるものは新規

参入と記載しています。それ以外に、面積 2,000 m<sup>2</sup>未満（後日、面積 1,500 m<sup>2</sup>未満と訂正した）については自家消費農地取得として、記載をしています。

議長（佐々木政直会長）

21 番委員，よろしいでしょうか。

21 番（中鉢守委員）

2,000 m<sup>2</sup>と数字が出たが，新規参入以外で 2,000 m<sup>2</sup>以下ということですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

購入する面積が該当すれば新規参入とし，それ以下であれば，自家消費農地取得と記載をしています。

議長（佐々木政直会長）

21 番委員，よろしいでしょうか。

21 番（中鉢守委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。10 番委員。

10 番（菅原清一委員）

番号 76 について伺います。営農計画について，説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

作物については，露地野菜全般と伺っています。

議長（佐々木政直会長）

10 番委員，よろしいでしょうか。

10 番（菅原清一委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。質疑がないようですので，議案第 14 号番号 65 から 74，76 から 80 までの 15 案件について，了としてよろしいでしょ

うか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 14 号番号 65 から 80 までの 16 案件について、許可と決定いたします。

次に、議案第 15 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について」番号 5 から 9 までの 5 案件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

7 月 24 日木曜日午前 9 時から、農業委員 15 番委員、16 番委員、17 番委員、推進委員 14 番委員、15 番委員、16 番委員の 6 名と事務局 2 名で現地調査をしてまいりましたので報告いたします。

番号 5 と 6 を 15 番委員お願ひします。

15 番（鈴木至委員）

番号 5 を報告いたします。転用目的は住宅の一部の新築、通路の整備としての利用です。申請地周辺の状況は、北側のみ田、それ以外は住宅に囲まれた一角となります。申請地の管理状況は、既に住宅が建てられている状況でした。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の第 1 種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能であり、汚水は浄化槽に流します。周辺農地への影響はないと判断されます。なお、現地を確認したところ、既に住宅が建てられており、無断転用に該当するものと思われまふ。

次に、番号 6 を報告いたします。転用目的は物置の一部、駐車場 5 台分、貸家進入路の整備としての利用です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれた一角となります。申請地の管理状況は、既にアスファルトが敷いてあり、住宅の一部が建

てられている状況でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。申請地の周辺に農地はなく、周辺への影響はないと判断されます。なお、現地を確認したところ、既に住宅の一部が建てられており、無断転用に該当するものと思われます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号7を16番委員お願いします。

16 番 (佐藤裕之委員)

番号7を報告いたします。転用目的は自宅進入路の整備としての利用です。申請地周辺の状況は、住宅、山林、田に囲まれた一角です。申請地の管理状況は、水稻が作付けされていきました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で、集落に接続されて設置しているもので、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能で、土砂流出対策として盛土をして擁壁を設置する計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号8と9を14番推進委員お願いします。

14 番 (金森孝志推進委員)

番号8を報告いたします。転用目的は、庭、自宅進入路の整備としての利用です。申請地周辺の状況は、住宅に接している農地で、申請地の管理状況は、既に庭、コンクリート舗装された進入路がありました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で、集落に接続されて設置しているもので、不許可の例外規定に該当します。周辺農地への影響はないと判断されます。なお、現地を確認したところ、既に自宅進入路として利用されており、無断転用に該当するものと思われます。

番号9を報告いたします。転用目的は、農業用施設、通路の整備としての利用です。申請地の周辺の状況は、住宅と田に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていきました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、農業用施設を設置するものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は施設のU字溝に流す計画であり、

周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 15 号番号 5 から 9 までの 5 件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。10 番委員。

10 番（菅原清一委員委員）

番号 5 について伺います。既に住宅が建てられており、無断転用となった経緯等について、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

平屋の住宅が 2 棟建っています。そのうち 1 棟については、申請人の兄夫婦が平成 3 年頃に建築しました。こちらの兄夫婦については、既に 2 人とも他界をしています。またもう 1 棟については、申請人の姉が平成 6 年頃に建築しました。また申請人の姉についても、既に他界をしています。この申請地については、申請人が令和 4 年に相続をしている土地となっています。以上です。

議長（佐々木政直会長）

10 番委員，よろしいでしょうか。

10 番（菅原清一委員）

了解いたしました。事務局から経緯等の説明があったとおりでありますが、本来であれば始末書をいただきたいところではありますが、別々の方が住宅を建て、その方々が既に他界していることであれば、今回は申請人から顛末書をいただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、番号 5 については、顛末書の提出を求めるというご意見であります。関連して番号 5 について、ご意見ございませんか。なければ番号 5 については、顛末書の提出を求めるということで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。18 番委員。

18 番（佐々木俊通委員）

番号 8 について伺います。既に庭、コンクリート舗装された進入路として使用されていたため、無断転用ではないかと報告がありましたが、経緯等について、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請人の自宅となっており、庭、自宅進入路については、申請人自ら平成 10 年頃に今まで使用していた進入路から現在の進入路に変更したとともに、庭についても拡張して使用していたと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員，よろしいでしょうか。

18 番（佐々木俊通委員）

了解いたしました。平成 10 年頃から申請人が使用していたということで、申請人から始末書の提出が必要かと思えます。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、番号 8 については、無断転用のために始末書の提出を求めるという意見でございました。関連して番号 8 ついて、ご意見ございませんか。なければ、番号 8 については、申請人から無断転用である旨の始末書の提出を求めるということで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、そのほか質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 6 について伺います。無断転用ではないかと報告がありましたが、経緯等について、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請人が平成7年頃に酒店を営んでおり、現在の場所に移転をして店舗を新築しました。その際に、今回申請いただきました農地に物置の一部を増築して、また、それから間もなく、店舗の来客用の駐車場としてアスファルト敷きにしたと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

参考として、今回の面積的に300㎡くらいの土地になっているが、アスファルトを敷くとなると、場合によってはあるかもしれないが自分で敷くことはあまり考えられず、施工時に業者側から農地である確認はしないのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

建物等ではないので、おそらく発注があれば、事業者としては確認がないままなされたのではないかなという推察であります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番委員（小野寺正晃委員）

了解いたしました。報告と事務局の説明とおおり、無断転用であるということで、申請人から始末書を取得するのが妥当ではないかと思えます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、番号6について、始末書の提出を求めるというようなご意見ございました。関連して番号6について、ご意見ございませんか。なければ番号6については、申請人から無断転用である旨の始末書の提出を求めるということで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第15号番号7と9の2か件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である議案第15号番号5の1か件については、申請人から会長

及び県知事宛に顛末書の提出を求め、また、番号6の1か件かについては、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、さらに、番号8の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第15号番号7と9の2か件について許可相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である議案第15号番号5の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、また、番号6の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、さらに、番号8の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

次に、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号22から30までの9か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査委員の報告に入ります。農地委員長、よろしく願いいたします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、現地調査の報告をいたします。番号22の1か件について、16番委員お願いします。

16番（佐藤裕之委員）

番号22を報告いたします。転用目的は、駐車場の通路の整備としての利用です。申請地周辺の状況は、現地が住宅と道路に囲まれた農地でした。申請地の管理状況は、通路として利用され、砂利が敷いてありました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。申請地周辺に田畑はなく、周辺への影響はないと判断されます。なお、現地を確認したところ、既に駐車場の通路として利用されており、無断転用と思われれます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 23 と 24 を 16 番推進委員お願いします。

16 番 (今野浩推進委員)

番号 23 を報告いたします。転用目的は、農業用倉庫としての利用です。申請地周辺の状況は、住宅と山林と水田に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、農業用倉庫やハウスが 2 棟建っており、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ですが、農業用施設を設置するものであるため、不許可の例外規定に該当します。法面処理をしているため、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に番号 24 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 144 枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と山林と水田に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透で、土砂流出対策として法面処理をする計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 25 から 27 を 15 番推進委員お願いします。

15 番 (小堤彩子推進委員)

番号 25 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 168 枚の設置です。申請地周辺の状況は、山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、水稻が作付けされており、水田として利用されていました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺への影響はないと判断されます。

次に番号 26 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 144 枚の設置です。申請地周辺の状況は、原野に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、申請地周辺に田畑はなく、周辺への影響はないと判断されます。

続きまして、番号 27 を報告いたします。転用目的は、集合住宅 2 棟の新築、駐車場 20 台分、通路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅地と西側に畑の

ある農地です。申請地の管理状況は、耕起管理がされていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水はU字溝、汚水は浄化槽に流す計画で、土砂流出対策として盛土と擁壁を設置する計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 28 から 30 を 17 番委員お願いします。

17 番 (佐藤伸幸委員)

番号 28 を報告いたします。転用目的は、資材倉庫、通路等の整備として利用するものです。申請地周辺に農地はない状況で、申請地の管理状況は、利用されていない木造の畜舎があり、地面はコンクリートが打設されていました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。周辺への影響はないと判断されます。なお、現地を確認したところ、既に通路として利用されており、無断転用と思われま

す。次に番号 29 を報告いたします。転用目的は、車庫、車庫の一部、資材倉庫の一部、通路等の整備として利用するものです。申請地周辺に農地はない状況で、申請地の管理状況は、既にアスファルト舗装されており、駐車場と通路として利用されていました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。周辺への影響はないと判断されます。なお、現地を確認したところ、既に駐車場の通路として利用されており、無断転用と思われま

す。続きまして、番号 30 を報告いたします。転用目的は、資材置場、資材倉庫、通路等の整備として利用するものです。申請地周辺の状況は、住宅と山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、既に全面に砂利が敷いてあり、碎石と砂が山積になっており、大型重機が2台あり、以前から資材置場として利用されている状況でした。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。申請地周辺に農地はなく、周辺への影響はないと判断されます。なお、現地を確認したところ、既に資材置場として利用されており、無断転用と思われま

11 番 (佐々木正彦委員)

以上で現地調査報告を終了します。

議長 (佐々木政直会長)

それでは、議案第 16 号番号 22 から 30 までの 9 案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

全部で 4 件の無断転用の報告がでているので、まず番号 22 の無断転用の経緯等について、説明をお願いします。次に番号 28 から 30 については、譲受人が同じ方なので関連すると思うが、経緯等について、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

番号 22 について、説明します。申請の土地について、譲渡人が平成 26 年頃から駐車場として利用していたと伺っています。譲渡人に農地法の知識がなく、転用手続が必要である認識が欠けていたということで、次に、番号 28 から 30 については、譲受人が同じ法人となりまして、経緯を説明させていただきます。今回番号 29 の土地について、譲受人の法人から転用についての相談がありました。その際に、既に資材置場と駐車場等として使っているという状況でしたので、農地転用する際に、ほかにこのような形で無断で使っているところがないか、まず会社として調査をしていただいて、あるのであれば全て、是正ということで申請が必要であることを説明しました。その結果、会社で調べまして、今回是正が必要ということで番号 28 から 30 を申請していただきました。状況について、番号 28 から説明をします。譲受人の法人自ら、昭和 60 年頃から資材置場等として利用をしていたということです。その際、地目を雑種地と認識していたため、転用手続を取らなかったと伺っています。次に番号 29 を説明します。譲受人の法人自ら、平成 17 年頃から車庫、資材置場、通路等として使用をしていたということです。こちらについても、確認が不十分だったと伺っています。続きまして、番号 30 を説明します。譲受人の法人自ら、資材置場等として平成 17 年頃から使用をしていたということです。こちらについても、農地という認識が無かったため必要な手続きを怠ってしまっていたということで伺っています。以上になります。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

番号22は、本人も駐車場として以前から使っていたということで、始末書が妥当ではないかと思います。ちなみに番号22について、譲受人が2人いるがどのような目的で、既に駐車場として利用しているのに通路とありますが、奥に自宅があるのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

奥にそれぞれの譲受人の自宅と宅地があるので、共有で転用する形になります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

譲受人の一人は、別な場所に住んでいるが、この方は何か関係があって、わざわざ取得することになったのは、なぜでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

番号22の申請している場所の奥に宅地を既に持っているという形になりますので、今回進入路として必要になり、申請という形になります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。既に駐車場として利用されているということで、番号22については、始末書の提出が妥当だと思います。番号28から30も業者が既に使用されている話ですが、少し前に遡ると農地法第4条でも同様な名字の方がいるが、親族なのでしょう。ただ、業務上、このように知らないで使用していたのでしょうか。また、実際、宅地の中にこのように農地がある場合に利用状況調査では、拾い上げることはなっていなかったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

利用状況調査でも確認はされていませんでした。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

大分前から使用しているということで，何か情報等はなかったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

情報があれば，委員に聞きながら経緯を調べるところですが，これまで報告等がなかったと思われます。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

仕事で使われているということで，あまりにも広大な面積だと私は思いますので，譲受人から始末書の提出が妥当ではないかと思えます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま，番号22の1か件については，始末書の提出を求めるということでございます。また番号28から30までの3か件については，譲受人から始末書の提出を求めるという意見であります。番号22の1か件について，どちらから始末書の提出を求めたら，よろしいでしょうか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

譲渡人から始末書の提出が必要ではないかと思えます。

議長（佐々木政直会長）

番号22については譲渡人から，始末書の提出を求めるという意見でございます。そのほか，番号22に関連して質疑ございませんか。なければ，番号28から30に関連して質疑ございますか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

番号28について伺います。コンクリートでたたきになっていて，古い畜舎が

あったという報告だが、これは農業用倉庫ではなく、単なる倉庫なのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

建築当初の形態については、確認できていないが、今回、事業者の聞き取りのなかでは、昭和60年頃から資材置場等として使用していると伺っています。

議長（佐々木政直会長）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。8番委員。

8番（櫻井正幸委員）

番号28から30について伺います。譲受人からという話であるが、譲渡人はこのことに関して分からないのでしょうか。例えば、譲受人と譲渡人で契約をしていなかったのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

4番委員。

4番（中本奈美委員）

併せて、同じ名字ですが関係は何なのでしょう。親族であれば、譲渡人も譲受人も分かって使用していたと思うので、両方から始末書の提出だと思います。

議長（佐々木政直会長）

暫時、休憩いたします。

[午後3時5分から午後3時22分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。14番委員。

14番（只埜和臣委員）

委員から質問や意見等、説明がありましたが、是正措置として会社が無断転用を処理したいということを鑑みますと、譲受人より始末書をいただくことが妥当と判断いたします。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、14番委員から意見がありました譲受人より始末書をいただくことで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。4番委員。

4番（中本奈美委員）

番号24から26について伺います。特別措置法で、敷地境界線から100m以内の住民に対して事前周知が必要で、事前周知後3か月程度の期間を置いてから工事を開始すると思うのですが、番号25と26は10月、番号24は12月に完成する予定になっており、50kW未満とはいえ、去年の4月の法改正で住民への事前周知が求められていて、その事前周知後3か月経たないと様々な届出や工事が始められないと認識していたのですが、その辺どこまで、事務局で他法令として関わり注意を促しているのか、教えていただけたらと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

他法令関係ということで、太陽光発電については、大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例で、設置前に窓口の環境保全課で必要な手続きがありまして、その際に地域の方々へ説明をした結果を添付して、申請している形になります。それをもとに関係部署に申請書が回るような形になっています。

議長（佐々木政直会長）

4番委員、よろしいでしょうか。

4番（中本奈美委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会）

そのほか、質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第16号番号23から27までの5か件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である番号22の1か件については、譲渡人から会長及び



議長（佐々木政直会長）

議案第 17 号番号 207 の 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 17 号番号 207 の 1 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 17 号番号 207 の 1 案件について、同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■■■■■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第 17 号番号 208 の 1 案件については、■番委員が関係する案件であります。この 1 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 17 号番号 208 の 1 案件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席願います。■番委員退席願います。

〔■番 ■■■■■委員 退席〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 17 号番号 208 の 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 17 号番号 208 の 1 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 17 号番号 208 の 1 件について、同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。■番委員の入室を認めます。

[■番 ■■■■■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第 17 号番号 219 の 1 件については、■番委員が関係する案件であります。この 1 件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 17 号番号 219 の 1 件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席願います。■番委員退席願います。

[■番 ■■■■■委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

議案第 17 号番号 219 の 1 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 17 号番号 219 の 1 件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 17 号番号 219 の 1 件について、同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。■番委員の入室を認めます。

[■番 ■■■■■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 17 号番号 209 から 218, 220 の合計 11 件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第 17 号番号 209 から 218, 220 の合計 11 件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 17 号番号 209 から 218, 220 の合計 11 件について  
同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。

次に、議案第 18 号「買受適格証明願（農地法第 3 条関係）について」番号 1  
の 1 件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 18 号番号 1 の 1 件について、質疑を承ります。質疑ござ  
いませんか。質疑がないようですので、議案第 18 号番号 1 の 1 件について、  
了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 18 号番号 1 の 1 件について、買受適格者として証  
明いたします。これで審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より業務予定をお願いします。

事務局（竹内事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

最後に事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。

事務局（桑添事務局長補佐）

〔連絡事項〕

事務局（星事務局長補佐）

〔連絡事項〕

事務局（石垣主幹兼係長）

〔連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

以上で、本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（桑添事務局長補佐）

以上をもちまして、令和7年度第4回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時50分閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 7 月 25 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 菅 原 ひろみ

委 員 小野寺 正晃